東平安名崎		

○文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝及び天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
八重干瀬	平成二十五年文部科学省告示第四十一号	沖縄県宮古島市平良字大神フデ岩	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅻ座標系を基準とするA地点（X＝マイナス一一二七〇五・〇〇〇メートル、Y＝一二二七〇五・〇〇〇メートル）、B地点（X＝マイナス一一三九五四・八六六メートル、Y＝一二四〇八・〇七八メートル）、C地点（X＝マイナス一一五二八・一九七メートル、Y＝一三九六九五・七八四メートル）、D地点（X＝マイナス一一五三七一六二四メートル、Y＝一二一二五・三五メートル）、E地点（X＝マイナス一一三一二五〇・八七メートル、Y＝一二七一二・七九メートル）、F地点（X＝マイナス一一二五八七・〇二六メートル、Y＝一二七一九・六九〇メートル）を順に結ぶ直線（長さ約七メートル）一件

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
柿田川	平成二十三年文部科学省告示第百四十二号	静岡県駿東郡清水町柿田字川端	八六番、八六番二、八六番三、八六番四、八七番、八八番一、八八番二、八九番一、八九番二、九〇番一、九一番一、九一番二、九一番三、九一番四、九一番五、九二番一、九二番二

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

表一　遺跡関係

名称	所在地	地域
立梅用水	三重県松阪市	別図のとおり
	同　多気郡多気町	備考　別図は省略し三重県教育委員会、松阪市教育委員会及び多気町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

表二　名勝地関係

名称	所在地	地域
今井氏庭園	長野県長野市松代町松代字代官町	一四八四番一
半田氏庭園	長野県長野市松代町松代字代官町	一四八七番一、一四八七番三、一四八七番五、一四八七番六
宮澤氏庭園	長野県長野市松代町松代字代官町	一四八九番二
南氏庭園	大阪府阪南市自然田	一六八五番七、一七〇六番、一七〇七番、一七〇八番一、一七一一番二

表三　動物、植物及び地質鉱物関係

名称	所在地	内容
マチカネワニ化石	大阪府豊中市待兼山町一番二〇	大阪大学総合学術博物館所在のマチカネワニ化石（長さ約七メートル）一件